



福井労働局

～ふくい「働く」を支えます～

Press Release

令和5年12月19日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室長 木村 和晴

室長補佐 川口ひろみ

電話 (0776) 22-2691

報道関係者 各位

## 令和5年度特定最低賃金改正(令和5年12月24日から)

### 一 繊維機械、金属加工機械製造業特定最低賃金を

#### 1 時間あたり 933 円に引上げ一

本年度の特定最低賃金の改正について、「福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金」は、令和5年12月24日から1時間あたり933円に改正されます。

- 1 福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金  
最低賃金額 時間額 933 円  
答申日 令和5年10月24日  
適用労働者数 約 1,950 名

福井県では、特定最低賃金が4業種ありますが、以下の3業種では金額改正はありません。福井県最低賃金 時間額 931 円が適用されます。

(参考) 他の特定最低賃金3業種 (福井県最低賃金適用)

「福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金」

時間額 931 円を適用

「福井県電気機械器具製造業 (略称)」

時間額 931 円を適用

「福井県百貨店、総合スーパー」

時間額 931 円を適用